

技術職員調書

営業所等名称:

【記載要領】

- 申請時における、名簿に登録を申請する営業所の技術職員のみを記載してください。
- (1)には、建設業法第7条第2号に規定する、建設業許可申請における営業所の専任技術者名を記載してください。
- (1)工種別技術職員数の有資格者の分類については、有資格者分類表(申請要領 別表5)を参考にしてください。
- (1)中の「監理補佐」は監理技術者補佐(建設業法施行令第28条該当)として、経営事項審査の技術者数と合致します。
- 同種の資格を1・2級等重複して所有している場合は、上位のものを記載してください。
- 申請日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係にある技術者について記載してください。
- (2)の2級の欄は、「2級技士」の技術者数を計上することとし、「2級技士補」の技術者数の記載は不要です。

(1)工種別技術職員数

建設工事の種類	技術職員数(人)					営業所の専任技術者名 ※登録希望工種は記載必須
	1級	監理補佐	基幹	2級	その他	
一般土木工事						
法面工事						
建築一式工事						
電気工事						
給排水暖冷房衛生設備工事						
鋼構造物工事						
舗装工事						
一般塗装工事						
路面標示工事						
機械器具設置工事						
電気通信工事						
造園工事						
さく井工事						
水道施設工事						
解体工事						
石工事						
屋根板金工事						
防水工事						
内装仕上工事						
消防施設工事						

(2)詳細内訳

資格の名称	級	種別	人数
土木 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
	2級	土木 鋼構造物塗装	
建設機械 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
	2級	(1種~6種)	
建築士	1級		
	2級		
建築 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
	2級	建築 躯体 仕上げ	
電気工事 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
	2級		
管工事 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
	2級		

※電気主任技術者は1級へ
※電気工事士(1種・2種)は2級へ

資格の名称	級	種別	人数
電気通信工事 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
	2級		
造園 施工管理技士	1級		
	1級 技士補		
塗装技能士 (建築塗装・鋼橋塗装)	1級		
	2級		
路面標示施工技能士			
舗装施工管理技術者	1級	土木施工管理技士 又は建設機械施工 管理技士と重複し ない技術職員	
	2級		
	1級	土木施工管理技士 又は建設機械施工 管理技士と重複す る技術職員	
	2級		
のり面施工管理技術者			
浄化槽設備士			
給水装置工事主任技術者			
給水装置工事配管技能者			
配水管技能者(耐震)			
水道配水用ポリエチレン 配管施工講習受講者			
解体工事施工技士			